

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校再開方針

令和2年3月27日
奈良県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため3月2日から春期休業の開始までの期間、学校保健安全法に基づく一斉臨時休業を実施し、その後も同様の対応を行うこととしていましたが、この措置を令和2年3月31日をもって解くこととし、同年4月1日から教育活動を再開します。

この度、文部科学省が示した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（3月24日付け文部科学事務次官通知）[別添資料参照]）とあわせて、県立学校における教育活動の再開に当たって、県教育委員会として対応方針を下記のとおりまとめました。

各学校においては、本方針を踏まえ、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すようお願いします。

1 感染防止のために

(1) 学校関係者の配慮事項

集団感染リスクへの対応として、「密閉空間であり換気が悪い」「手の届く距離に多くの人がいる」「近距離での会話や発声がある」という条件が同時に重なる場を徹底的に避ける必要がある。このため、学校関係者は、以下の各点について、十分な配慮を行うこと。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

(2) 幼児児童生徒への啓発

感染を防止するためには、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」などが重要であることを踏まえ、幼児児童生徒に以下の各点について啓発を行うとともに、保護者に対して協力を要請し、家庭と連携した対応を行うこと。

- ① 毎朝、登校前に検温及び風邪症状の確認を行う
- ② 手洗い、咳エチケットを励行する

2 教育活動の実施に当たって

(1) 登下校時の感染防止

① 通学時の混雑回避など

幼児児童生徒の通学時の混雑回避や、教室の換気など始業前の環境整備のため、当面の間、始業時間を遅らせるなどの対応を実施する。

このためには、各授業時間を5分程度短縮し、始業時間を30分程度遅らせるなどが考えられる。

なお、始業時間の変更に伴い児童生徒が自主的に活用できる時間が生まれることから、この時間を本や新聞を読む時間にあてるなど、有効に活用するよう指導する。

- ② スクールバスにおける感染防止対策を実施
スクールバスを運行している学校においては、運行前後の消毒や停車時の換気など、感染防止に関する取組を行う。
- (2) 授業中の感染防止
 - ① 換気の徹底
教室等のこまめな換気を実施する。その際、可能であれば2方向の窓を同時に開けるなど、効果的な換気に努める。
 - ② 咳エチケットの徹底
学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、幼児児童生徒及び教職員は咳エチケットを徹底する。
- (3) 部活動の実施
 - ① 現状を踏まえた感染対策
多人数との接触を避けるため、当面の間、他校との練習試合や合同練習、合宿、遠征、演奏会、展覧会等は中止又は延期とする。
 - ② 健康観察の徹底
休日を含めた検温など、家庭と連携した健康観察を徹底し、発熱等の症状が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- (4) 学校行事の実施
 - ① 入学式
入学式は、令和元年度卒業式と同様、在校生は参加させず、来賓等には出席の自粛を求める。また、保護者の参加は同居の家族に限る他、時間の短縮、換気の徹底などの措置を講じる。
 - ② その他の行事
始業式等は、放送等を利用し実施することを検討すること。また、複数学級が集まる行事は、当面の間、中止又は延期とする。
 - ③ 修学旅行等
6月までに予定されている修学旅行等宿泊を伴う行事は、延期を検討する。
- (5) 医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒や基礎疾患等のある幼児児童生徒（以下「医療的ケア児等」という。）への対応
 - ① 登校の判断
医療的ケア児等の中には重症化リスクが高い幼児児童生徒も多いことから、登校の判断について、主治医の意見を踏まえ、個別に判断する。
 - ② 教育活動における感染対策
医療的ケア児等の感染リスクを下げるため、特に、校外活動等の際には、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど細心の注意を払う。

3 幼児児童生徒又は教職員が感染した場合について

(1) 幼児児童生徒又は教職員が感染した場合の対応

県立学校の幼児児童生徒又は教職員に新型コロナウイルスの感染が判明した場合、原則として、以下の対応を行う。

- ① 教育委員会との連携
幼児児童生徒又は教職員の感染が判明した場合やその疑いがある場合は、臨時休業等を適時適切に行うため、教育委員会と情報を共有する。
 - ② 学校単位での臨時休業を実施（1～2日）
感染が判明した場合、直ちに、学校単位の臨時休業とする。その後、学校施設の消毒等の対応を行うとともに、感染者の情報（学校内における活動の態様、接触者の多寡等）を保健所に報告する。その上で、状況に応じた臨時休業の規模・期間について、衛生部局等と相談し決定する。
 - ③ 状況に応じた臨時休業（全部又は一部）の実施
①で決定した臨時休業を実施する。期間の終了までに改めて状況を確認し、臨時休業の終了又は延長を決定する。
- (2) 感染した幼児児童生徒の出席停止
感染した幼児児童生徒の出席停止の期間は、臨時休業の期間にかかわらず、治癒するまでとする。
 - (3) 長期の臨時休業となった場合の対応について
(1)の②により臨時休業が繰り返し継続となり、休業が長期に及んだ場合は、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すこと。なお、その際、通信の方法を用いた教育を実施することが考えられる。